

## 入札説明書

沖縄県立精和病院が発注する「沖縄県立精和病院給排水設備改修工事」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び一般競争入札公告によるものとする。

1 公告日 令和8年6月4日（木）

2 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答方法

(1) 質問方法

「質問書（様式第1号）」により、持参又はFAXにより「一般競争入札公告」6に示すところに提出する。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(2) 質問期限

公告日から令和8年6月16日（火）の午後5時まで

(3) 回答方法

下記の沖縄県立精和病院のホームページ内に令和8年6月18日（木）に掲載することし、個別の回答は行わない。

(<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/seiwa/>)

3 一般競争入札参加資格の確認等

入札参加希望者は、「一般競争入札公告」2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）及び資格確認証明資料（以下「申請書等」という。）」を期限内に提出すること。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期限

「一般競争入札公告」3(3)に示すとおり。

(2) 申請書等の作成

提出書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式） 1部

イ 資格確認証明資料 1部

ウ 切手を添付した長形3号封筒（通知書返送用） 1部

(3) 申請書等の提出先及び方法

「一般競争入札公告」3(3)に示すとおり。

(4) 書類の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された申請書等は、返却しない。

(5) 入札参加資格の審査結果は、「一般競争入札公告」3(4)に示すとおり。

#### 4 入札方法等

- (1) 入札者は、「入札書」及び「工事費内訳書」を作成し、封書の上、「一般競争入札公告」3（5）で定める日時、場所に、直接持参すること。併せて、入札参加資格の審査結果の写しを持参すること。
- (2) 入札者が他人に代理させるときは、「委任状」を提出しなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (3) 落札決定に当たっては、「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。
- (4) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。
- (6) 申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時の前までに「入札辞退届（任意様式）」を提出すること。

#### 5 入札保証金に関する事項

「一般競争入札公告」4（1）に示すとおり。

#### 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 再度入札

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。  
なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (2) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号に規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 8 契約保証金に関する事項

契約を結ぼうとする者は、沖縄県病院事業局財務規程第133条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 9 その他

- (1) 最低制限価格を設定する。
- (2) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなくてはならない。
- (3) 入札参加者は、「一般競争入札公告」、「現場説明書」、「入札心得」及び「特記仕様書」等を熟読の上、入札に参加すること。